

ひだまり倶楽部 入所利用料金表

(単位 : 円)

(2023.4.1)

※所得に応じた減額制度『特定入所者介護サービス費』は、市町村へ申請し「介護保険負担限度額認定証」の発行が必要

介護区分	サービス費 多床室 (I)(iii)基本	サービス提供 体制強化加算 (II)	夜勤職員 配置加算	負担段階		おやつ代	日用品費	教養娯楽費	計	30日計		
				食費	居住費							
要介護 1	788	18	24	基準段階	1,445	370	80	350	200	基準	3,275	98,250
				第3段階②	1,360	370				第3 ②	3,190	95,700
				第3段階①	650	370				第3 ①	2,480	74,400
				第2段階	390	370				第2	2,220	66,600
				第1段階	300	0				第1	1,760	52,800
要介護 2	836	18	24	基準段階	1,445	370	80	350	200	基準	3,323	99,690
				第3段階②	1,360	370				第3 ②	3,238	97,140
				第3段階①	650	370				第3 ①	2,528	75,840
				第2段階	390	370				第2	2,268	68,040
				第1段階	300	0				第1	1,808	54,240
要介護 3	898	18	24	基準段階	1,445	370	80	350	200	基準	3,385	101,550
				第3段階②	1,360	370				第3 ②	3,300	99,000
				第3段階①	650	370				第3 ①	2,590	77,700
				第2段階	390	370				第2	2,330	69,900
				第1段階	300	0				第1	1,870	56,100
要介護 4	949	18	24	基準段階	1,445	370	80	350	200	基準	3,436	103,080
				第3段階②	1,360	370				第3 ②	3,351	100,530
				第3段階①	650	370				第3 ①	2,641	79,230
				第2段階	390	370				第2	2,381	71,430
				第1段階	300	0				第1	1,921	57,630
要介護 5	1,003	18	24	基準段階	1,445	370	80	350	200	基準	3,490	104,700
				第3段階②	1,360	370				第3 ②	3,405	102,150
				第3段階①	650	370				第3 ①	2,695	80,850
				第2段階	390	370				第2	2,435	73,050
				第1段階	300	0				第1	1,975	59,250

※ 薬剤処方、リハビリパンツ、おむつ代の別途請求はございません。

※ 全室多床室(2床室・4床室)となり、室料差額はございません。

食費の内訳 1日 1,445円 = 朝食(425円) + 昼食(520円) + 夕食(500円)

利用者負担段階

第3段階② … 年金収入等(非課税含む年金+その他の合計所得金額)が120万円超の方
(※但し、預貯金が単身で500万円以上、夫婦で1500万円以上の場合は、該当になりません)

第3段階① … 年金収入等(非課税含む年金+その他の合計所得金額)が80万円超~120万円以下
(※但し、預貯金が単身で550万円以上、夫婦で1550万円以上の場合は、該当になりません)

第2段階 … 年金収入等(非課税含む年金+その他の合計所得金額)が80万円以下の方
(※但し、預貯金が単身で650万円以上、夫婦で1650万円以上の場合は、該当になりません)

第1段階 … 本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金を受給されている方。生活保護を受給されている方。

◎ その他（加算料金）

種別	内容	単価	1ヶ月の目安
入所前後訪問指導加算Ⅰ	ご入所前後に居宅を訪問し施設サービス計画及び診療方針を策定した場合。	(1回限り) 450	—
初期加算	ご入所日より30日間まで算定します。	30	900
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	(1回限り) 20	—
短期集中リハビリ加算	ご入所日より3ヶ月間、個別リハビリ実施日に算定します。	240	—
療養食加算	減塩食等の療養食のご提供の場合に算定いたします。	(1食にごと) 6	540
経口移行加算	経管栄養の管理指導を実施の場合に算定いたします。	28	840
再入所時栄養連携加算	病院に入院して再入所をする際に双方の管理栄養士が連携して栄養ケア計画を策定した場合。	(1回限り) 200	—
経口維持加算(Ⅰ)+(Ⅱ)	経口摂取訓練・指導を実施した場合に算定いたします(1月につき)。	500	500
試行的退所時指導加算	試行的に退所する場合において退所後の療養上の指導を行った場合	400	—
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	500	—
入退所前連携加算(Ⅰ)	居宅介護支援事業者と入所前後から連携し、情報提供と退所に向けたサービス調整を行った場合	(1回限り) 600	—
入退所前連携加算(Ⅱ)	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供と退所に向けたサービス調整を行った場合	(1回限り) 400	—
老人訪問看護指示加算	退所時に訪問看護事業所に指示書を作成した場合	300	—
緊急時施設療養費	緊急時治療管理は、入所者の病状が重篤になり、救命数急医療が必要となる入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合	518	(3日限度) 1554
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	肺炎・尿路感染症・带状疱疹の疾病に、投薬・検査・処置等の治療を行った場合。	239	(7日限度) 1673
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険一部負担金総計の 2.90% の金額	所定単位数により	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険一部負担金総計の 1.70% の金額	所定単位数により	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険一部負担金総計の 0.80% の金額	所定単位数により	
外泊時費用	施設外へ外泊された場合に、施設サービス費を減額算定いたします。(月に6日間を限度)	362円×当月外泊日数	